

令和２年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

令和２年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市所管の社会福祉法人及び社会福祉施設について実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市所管社会福祉法人22法人のうち、２法人のみの実施に留まり、社会福祉施設等に対しての指導監査は中止とした。

○指導監査の実施状況（令和２年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	2	9%
保育所（私立）		13	0	0%
保育所（公立）		5	0	0%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	29	0	0%
	保育所型認定こども園	1	0	0%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	0	0%
	事業所内保育事業	2	0	0%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		5	0	0%
合 計		96	2	2%

2 指導監査の結果の概要について

社会福祉法人２法人に対して指導監査を実施したところ、本部運営で５件の文書指摘があった。本部会計においては、文書指摘は見受けられず、概ね適正であった。

3 指導監査の指摘事項について

（本部運営）

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	0	0%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	0	0%
4 評議員会について	2	40%
5 理事について	1	20%
6 監事について	2	40%
7 理事会について	0	0%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	0	0%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	0	0%
合 計	5	-

※文書指摘事項の主な例

4 評議員会について

- ・評議員会の招集にあたっては、議案の概要について理事会の決議により定めること。
- ・評議員会の議事録について、定款の定めのとおり議事録署名人に選出された評議員が記名・押印もしくは署名すること。

5 理事について

- ・理事の任期は、正しく計算し選任すること。

6 監事について

- ・評議員会に提出する監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ること。
- ・監事のうち、理事会に2回続けて欠席している者がいるため、監事の理事会への出席義務が果たせるよう調整すること。